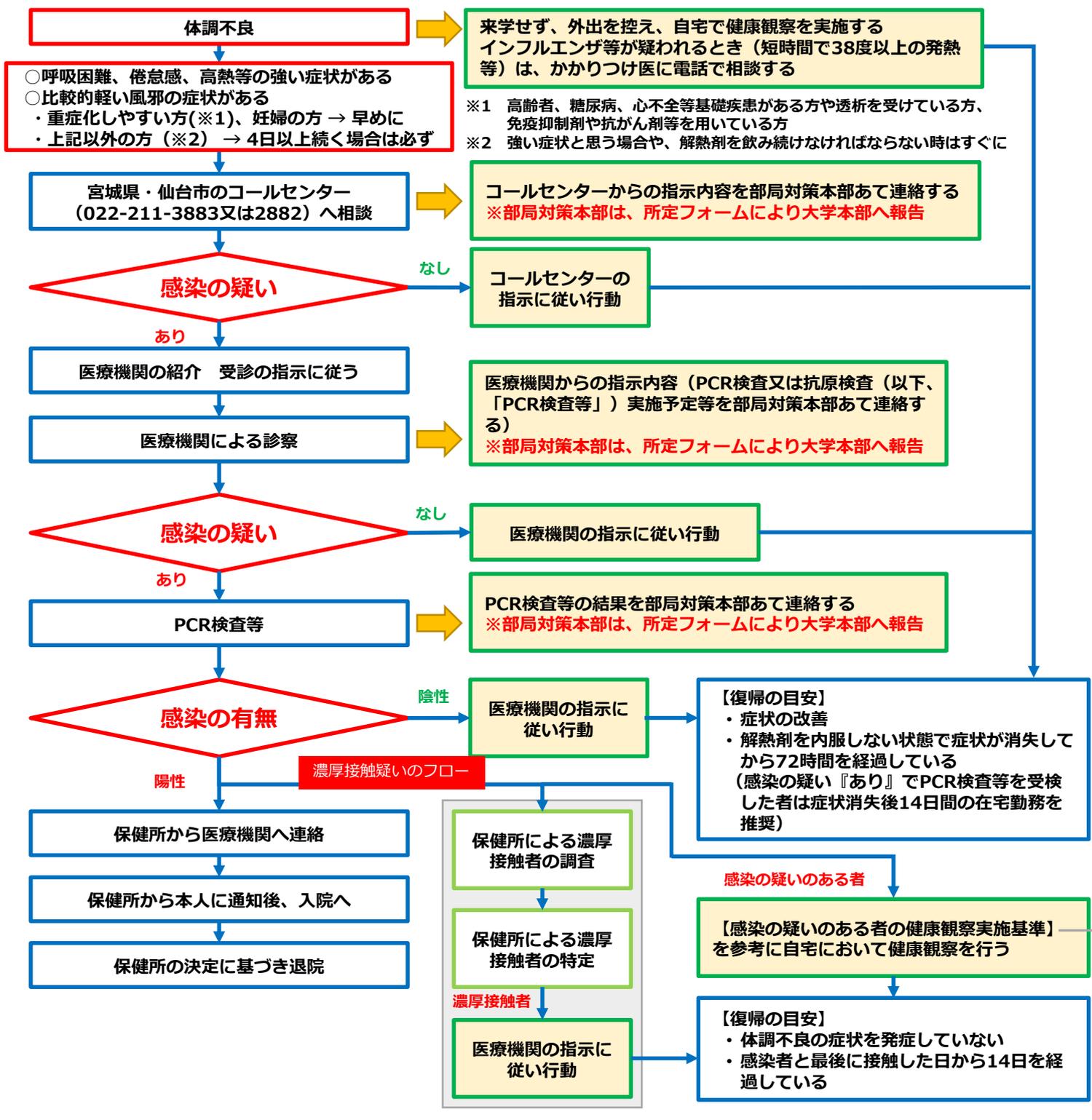


新型コロナウイルス感染症対策（体調不良者対応等）フロー図



【感染の疑いのある者の健康観察実施基準】

以下に示す状況に該当する場合は、自宅で健康観察を実施すること

・感染者と濃厚接触が疑われる（下記①、②のいずれかに該当する）場合

- ①感染者の症状が出る2日前から接触した者のうち、必要な感染予防策をせずに手で触れた
- ②対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1m程度）で15分以上（密閉された空間なら15分未満でも）接触した

・感染者がいた建物や空間（同室内）で、感染者が使用した共有物品を（※1）を、感染者の症状が出る2日前以降、感染者が最後に出勤した日から3日間までの間（共有物品が消毒されるまで）利用している場合

※1：PC、テーブル、ソファー、ポット、冷蔵庫、リモコン等

各部局対策本部は、体調不良者等から連絡があった内容を安全衛生管理係へ
「新型コロナウイルス感染症報告フォーム」で報告する

【フロー図に関する連絡先】

人事企画部人事労務課 安全衛生管理係
anzen@grp.tohoku.ac.jp